

平成27年12月4日12月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 池田 徹
4番 新家 良和	5番 福岡 誠志	6番 鈴木 深由希
7番 澤井 信秀	8番 小池 拓司	9番 桑田 典章
10番 山村 恵美子	11番 宍戸 稔	12番 平岡 誠
13番 小田 伸次	14番 林 千祐	15番 岡田 美津子
16番 齊木 亨	17番 杉原 利明	18番 亀井 源吉
19番 保実 治	20番 國岡 富郎	21番 大森 俊和
22番 竹原 孝剛	23番 久保井 昭則	24番 伊達 英昭
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 瀬崎 智之	政策部長 藤井 啓介
総務部長 併三次市選挙管理委員会 事務局 長 福永 清三	財務部長 部谷 義登
地域振興部長 白石 欣也	産業環境部長 兼農業委員会 事務局 長 花本 英蔵
福祉保健部長 日野 宗昭	子育て・女性支援部長 瀧 奥 恵
教育長 松村 智由	教育次長 中宗 久之
建設部長 上岡 譲二	水道局長 坂本 高宏
市民部長 森本 純	市民病院部長 事務部長 山本 直樹
君田支所長 落田 正弘	布野支所長 沖田 昌子
作木支所長 加藤 良二	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 岡本 一彦	三和支所長 勝山 修
甲奴支所長 内藤 かすみ	監査事務局長 落合 裕子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局 長 大 鎗 克 文	次 長 丸 亀 徹
議事係 長 才 田 申 士	政務調査係 長 明 賀 克 博
政務調査主任 瀧 熊 圭 治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（13日間）
第 2	報告第15号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 3	議案第92号	三次市行政不服審査会設置条例（案）
	議案第93号	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）
	議案第94号	三次市債権管理条例（案）
	議案第95号	三次市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）
	議案第96号	三次市税条例等の一部を改正する条例（案）
	議案第97号	三次市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第98号	三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
	議案第99号	三次市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第100号	三次市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第101号	三次市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第102号	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）	
議案第103号	三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）	
第 4	議案第104号	訴えの提起について
	議案第105号	動産の買入れの契約について
	議案第106号	工事委託契約の変更について
第 5	議案第107号	平成27年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）
	議案第108号	平成27年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）
第 6	請願第2号	J R 三江線存続のための緊急支援を求める意見書の提出について

平成27年12月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成27年12月4日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（13日間）	17
第 2	報 15	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	17
第 3	議 92	三次市行政不服審査会設置条例（案）	18
	議 93	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）	18
	議 94	三次市債権管理条例（案）	18
	議 95	三次市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）	18
	議 96	三次市税条例等の一部を改正する条例（案）	18
	議 97	三次市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 98	三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 99	三次市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 100	三次市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 101	三次市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）	18
	議 102	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）	18
議 103	三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）	18	
第 4	議 104	訴えの提起について	22
	議 105	動産の買入れの契約について	22
	議 106	工事委託契約の変更について	23
第 5	議 107	平成27年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）	24
	議 108	平成27年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）	24

第 6	請 2	J R 三江線存続のための緊急支援を求める意見書の提出について…………… 26
-----	-----	---

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただきまして、まことにありがとうございます。

本日から、平成27年12月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は26名であります。

これより平成27年12月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、大森議員及び國岡議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの13日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって会期は13日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（沖原賢治君） 日程第2、報告第15号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第15号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第15号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成27年9月26日に、三次市作木町光守564番1、農道砂井谷線の路上で発生した横断溝へのグレーチング落下による通行車両の物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告1件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により、質疑のみといたします。

- 日程第3 議案第92号 三次市行政不服審査会設置条例（案）
- 議案第93号 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）
- 議案第94号 三次市債権管理条例（案）
- 議案第95号 三次市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）
- 議案第96号 三次市税条例等の一部を改正する条例（案）
- 議案第97号 三次市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第98号 三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第99号 三次市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第100号 三次市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第101号 三次市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第102号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第103号 三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議案第92号から議案第103号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第92号から議案第103号までの議案12件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第92号三次市行政不服審査会設置条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法の全面改正に伴い、三次市行政不服審査会の組織及び運営に関し、必要事項を規定するため、三次市行政不服審査会設置条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、三次市行政不服審査会の組織、委員の任期及び会議等について定めようとするものであります。

次に、議案第93号行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布されたことに伴い、関係条例である三次市固定資産評価審査委員会条例ほか6条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、行政不服審査会の委員に対する費用弁償の金額、行政不服審査の審査手続における開示資料の複写手数料を規定するほか、文言の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第94号三次市債権管理条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、市の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、公正かつ公平な徴収を確保し、市の債権の管理の適正を期するため、三次市債権管理条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、市が有する債権の発生からの管理基準、不履行に対する措置、債権間の情報共有及び免除等について定めようとするものであります。

次に、議案第95号三次市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市債権管理条例の施行に伴い、関係条例である三次市教育奨学基金貸付条例ほか7条例の一部を改正するとともに、三次市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例を廃止しようとするものであります。

その主な内容は、督促、延滞金または滞納処分に関する個別の規定について、債権管理条例が定める例によるべきことを規定するほか、債権管理条例の制定に伴い機能を失った条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第96号三次市税条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例である三次市税条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、国税における改正を踏まえた地方税の猶予制度の見直しに伴う所要の改正及び文言の整理等をしようとするものであります。

次に、議案第97号三次市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例である三次市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、引用条項を改正しようとするものであります。

次に、議案第98号三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、宇賀コミュニティセンターの廃止に伴い、関係条例である三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第1中、宇賀コミュニティセンターの名称、位置及び対象区域を削ろうとするものであります。

次に、議案第99号三次市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の中で、職業能力開発促進法の一部が改

正されたことに伴い、関係条例である三次市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、引用条項を改正しようとするものであります。

次に、議案第100号三次市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴い、関係条例である三次市職員の退職手当に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の拡充を規定するほか、文言の整理をしようとするものであります。

次に、議案第101号三次市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の中で、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例である三次市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、引用条項を改正しようとするものであります。

次に、議案第102号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例である三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、公務上の災害等に対する補償として傷病補償年金等が支給される場合において、同一の事由について他の法律に基づき障害厚生年金その他の年金が支給されるとき調整に係る規定を改正するほか、所要の改正をしようとするものであります。

最後に、議案第103号三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例である三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、公務上の災害等に対する補償として傷病補償年金等が支給される場合において、同一の事由について他の法律に基づき障害厚生年金その他の年金が支給されるとき調整に係る規定を改正するほか、所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案12件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（4番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○4番（新家良和君） 議案第92号三次市行政不服審査会設置条例（案）について、2点ほどお伺いいたします。

第4条の不服審査会の会議の招集、第5条、第6条の条文中の実施機関、実施機関の職員、これらについて、どのように解釈すればいいのか。できれば、想定される事例を挙げて御説明をしていただきたい。

2点目は、このたびは、行政不服審査法、平成26年法律第68号の制定に伴って、この条例が制定されるということになったと思いますけども、この平成26年法律第68号の第81条1項には、「地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。」という条文が明記されておりますが、これに基づく、このたびのこの条例制定であると理解しております。

改正前の旧法、昭和37年法律第160号には、このような、このたびの全面改正された法律第68号、平成26年の条文のようなものは旧法にはなかったのかどうか、この辺についてをお伺いいたします。

（総務部長 福永清三君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 福永総務部長。

○総務部長（福永清三君） まず、後段の行政不服審査法の旧法の関係でございますが、旧法には、このような行政不服審査法、いわゆる第三者の立場から、この議決の判断を行うものというものはありませんでしたので、今回、新たな法律として、改正後に行政不服審査会等を設けるといことで、81条に規定をされたものでございます。

前段の4号の会議等の実施機関につきまして、会議等の第4項で、これは条例ができてないとありますけども、議員おっしゃるように、そのとおりでございまして、ちょっと実例ということでは、なかなか難しいんですけども、これまでは市の中にそういった審議機関がございまして、それで審議してきたものを、今後、この会議の中において審査をするということになったものでございます。

（総務部長 福永清三君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 福永総務部長。

○総務部長（福永清三君） 申しわけございません。この実施機関というものは、この審査請求を受ける行政、市並びに教育委員会などが実施機関ということになります。

（4番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○4番（新家良和君） 今の答弁ですけども、この会議を招集する、そして、実施機関、または実施機関の職員が具体的に想定される事案があるはずですよ、この条例を制定するんですから、こういったケースの場合には、会議を委員長が招集をして、それに対応できる実施機関とか、実施機関の職員は、今申されたように、市長部局であるとか、あるいは教育委員会であるとかということにつながるんだろうと思うんですが、私が知りたいのは、どういう事例のときに、この新しく条例制定される、この会議が招集をされて、その解決に向かって物事がなされるか

ということが知りたいので、想定される、予測される、その事例について御説明をしていただきたい。

(総務部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永総務部長。

○総務部長(福永清三君) 本件は、それぞれ行政庁、いわゆる市の行政の中で公権に当たるものとして行使をした場合、それに対する不服の申し立てがあった場合、これまでも本市で受けるということになっておりましたが、これまで本市でも、新市後、事例はございません。その行政の処分不服がある場合には、こういった不服申し立て、今後は審査請求というふうに文言が変わりますけども、それがあつた場合、市では判断ができないので、新たに第三者にその申し立て案件における審査を諮問をし、そして、判断をしていただくという流れになるということでございます。

(4番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○4番(新家良和君) 例えば、今までの事例の中で、市営住宅の明け渡し請求などなどで、それを不服として裁判にかけるとかいったような事例がありますわね。この不服審査会の旧法ではないにしても、現実的な事例としてそういうものがありますが、例えば、そういう不服についても、この新しい行政不服審査会の条例に基づいて行われていくのかどうか、確認をさせていただきます。

(総務部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永総務部長。

○総務部長(福永清三君) 本市が行うことについては、行政処分としているものがあり、公権力の行使に当たるものということで、他の条例においても適用がしてあるということもでございます。個別法の関係も含めて今後処理をするということになります。まずは個別法の中で、不服の審査をしていくということがあろうかというふうに思います。この第三者に諮問をするということについては、個別法に定める不服申し立てのいわゆる構造自体を、今後はこの不服審査請求という形で、この第三者委員会に公正公平な判断を求めるということになると思います。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第92号、議案第93号、議案第98号及び議案第100号から議案第103号までを付託をいたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第94号から議案第96号及び議案第99号を付託をいたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第97号を付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第104号 訴えの提起について

議案第105号 動産の買入れの契約について

議案第106号 工事委託契約の変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第104号から議案第106号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第104号から議案第106号までの議案3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第104号訴えの提起について御説明申し上げます。

本案は、本市が産業廃棄物の処理を委託したリバース株式会社により当該産業廃棄物が不適正処理されたことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第7項の規定に基づき、本市がこれを搬出及び撤去するに当たり、占有者及び土地所有者から妨害行為を受けるおそれがあることから、妨害予防等を求める訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第105号動産の買入れの契約について御説明申し上げます。

本案は、市内全域への音声告知放送の整備の推進を図るため、吉舎町、三良坂町の整備に係るFM音声告知端末を取得することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

なお、契約の方法は、地方自治法施行令第167条による指名競争入札で、仮契約金額は3,002万2,380円となっています。

最後に、議案第106号工事委託契約の変更について御説明申し上げます。

本案は、芸備線三次構内中原踏切拡幅において、西日本旅客鉄道株式会社と締結している工事委託契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、契約金額を1億6,210万6,000円から1億5,251万2,869円に変更しようとするものであります。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第105号を付託をいたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第104号及び議案第106号を付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第107号 平成27年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）

議案第108号 平成27年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第5、議案第107号及び議案第108号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第107号及び議案第108号の議案2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第107号平成27年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,191万2,000円を追加し、補正後の総額を399億6,602万1,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、歳出から御説明いたします。

議会費は、「議会だより」に係る印刷製本費12万9,000円を追加。

総務費は、市長選挙経費3,684万7,000円、県議会議員選挙経費3,432万2,000円をそれぞれ減額するものの、人事異動等に伴う一般管理費の職員人件費2,999万円、ふるさと創生基金積立金2,000万円、ふるさと納税特産品発送業務委託料964万円、市議会議員選挙経費1,447万円などを増額することから、合わせて3,290万8,000円を追加。

民生費は、人事異動等に伴う社会福祉総務費の職員人件費1,779万2,000円、障害者自立支援事業7,806万9,000円、福祉タクシー給付費750万円を増額するなど、合わせて1億1,288万6,000円を追加。

農林水産業費は、農地集積加速化支援事業補助金869万2,000円、多面的機能支払交付金4,822万3,000円を増額するなど、合わせて6,284万円を追加。

商工費は、工場等設置奨励金378万2,000円を増額するものの、人事異動等に伴う職員人件費、1,122万8,000円を減額することから、合わせて744万6,000円を減額。

土木費は、人事異動等に伴う職員人件費2,033万9,000円を減額するものの、市道などの維持管理委託料6,000万円を増額するなど、合わせて6,666万1,000円を追加。

教育費は、中学校教師用指導書等購入費1,541万2,000円を増額するものの、人事異動等に伴う職員人件費2,147万8,000円を減額することから、合わせて606万6,000円を減額。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税1億1,113万5,000円を追加。

分担金及び負担金は、小規模崩壊地復旧事業費分担金90万9,000円を追加。

国庫支出金は、障害福祉サービス費負担金3,283万4,000円を増額するなど、合わせて3,804

万4,000円を追加。

県支出金は、県議会議員選挙費委託金3,432万2,000円を減額するものの、障害福祉サービス費負担金1,641万7,000円、多面的機能支払補助金3,616万7,000円を増額するなど、合わせて3,466万円を追加。

寄附金は、ふるさと納税寄附金2,000万円を追加。

繰越金は、前年度繰越金5,363万8,000円を追加。

諸収入は、過年度広島県緊急雇用対策基金事業に係る委託料の返還金を受け入れることから、62万6,000円を追加。

市債は、地域振興施設整備事業債、防災対策事業債、合わせて290万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、川西郷の駅整備支援事業ほか9件について、平成28年度に繰り越そうとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、がんばる地域支援事業ほか8件を追加、三次市議会議員選挙執行経費ほか1件について、限度額を変更しようとするものであります。

特に、道路橋梁修繕事業及び道路新設改良事業については、平成28年度実施予定工事を年度内に早期発注していくことで、切れ目のない公共事業を実施していこうとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、6ページ記載の第4表のとおり、地域振興施設整備事業ほか1件について、借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第108号平成27年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,425万円を追加し、補正後の総額を70億8,471万9,000円にしようとするものであります。

主な内容は、国庫支出金等精算返納金などを追加しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第107号平成27年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）ほか1議案については、議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第107号ほか1議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 請願第2号 JR三江線存続のための緊急支援を求める意見書の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第6、請願1件を議題といたします。

今期定例会において受理いたしました請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第2号JR三江線存続のための緊急支援を求める意見書の提出についてを、総務常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

皆さん御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前10時33分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年12月4日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 大森俊和

会議録署名議員 國岡富郎